

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の通園等の取扱いについて（変更）

新型コロナウイルス感染症の B.1.1.529 系統（以下、「オミクロン株」という。）への置き換わりが進む中で、従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いというオミクロン株の特徴から、7月22日付厚生労働省通知において、濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮等）が発表されたところです。

つきましては、就学前施設における濃厚接触者の通園等の取扱いについて、下記のとおり変更するものです。

記

1. 同居者が発症した場合の濃厚接触者の待機期間について



濃厚接触者となった園児（無症状に限る）は、これまで7日間の待機期間に加え、り患者の療養期間が終わるまでの期間（計10日間）の登園自粛を求めていますでしたが、これからは、5日間を待機期間とし、6日目・7日目の2日間について、以下の感染対策をお願いします。

2. 6日目・7日目の感染対策について

厚生労働省の通知において、待機期間が終了した後も、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用することが求められています。乳幼児については、自身による健康状態の管理等が難しいことから、保護者様において、登園前に児童の入念な健康確認を行っていただきますようお願いいたします。

3. 取扱いの適用について

7月22日（金）時点で濃厚接触者として特定されている場合は、上記の取扱いを適用します。

枚方市役所 子ども未来部 子育て支援室
 私立保育幼稚園課 担当：西田・杉本
 TEL：072-841-1471（直通）
 FAX：072-841-4319
 E-mail：s-hoyou@city.hirakata.osaka.jp
 〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20